

## 特養利用料金表(従来型多床室・個室)

1割負担額(円)

			要介護3	要介護4	要介護5
基本料金(全員1日当たり)			712	780	847
基本料金(1月当たり)			21,645	23,712	25,749
<b>加算料金(全員対象)</b>					
個別機能訓練体制加算	12/日	機能訓練指導員が個別の計画を立てて実施			
日常生活継続支援加算	36/日	新規入所者のうち要介護4~5の入所比率が70%以上、又は認知症自立度Ⅲ以上の入所比率が65%以上、又は入所者のうち痰吸引等が必要者割合が入所者の15%以上			
看護体制加算(Ⅰ)	4/日	常勤の看護師を1人以上配置			
(Ⅱ)	8/日	看護職員が配置基準より1人以上(常勤換算4人以上)上回る			
夜勤職員配置加算	13/日	夜勤帯における職員配置を基準より1人以上回る配置			
	16/日	喀痰吸引等の実施ができる職員を配置			
<b>加算料金(個別対応)</b>					
初期加算	30/日	初めて入所或いは退院後再入所日より30日間			
入院・外泊時加算	246/日	外泊、入院した場合6日間			
看取り介護体制加算	72/日	死亡日45日前~31日前	医師の看取り診断より 最高45日間		
	144/日	死亡日30日前~4日前			
	780/日	死亡日前々日、前日			
	1,580/日	死亡日			
配置医師緊急時対応加算	650/回	早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)の場合			
	1,300/回	深夜(22時~6時)の場合			
安全対策体制加算	20/回	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること、入所時に1回を限度			
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	40/月	心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出			
	50/月	上記に加え、疾病、薬の情報を厚生労働省に提出			
口腔衛生管理加算Ⅰ	90/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行う			
栄養マネジメント強化加算	11/日	管理栄養士を入所者50で除して得た数以上配置 低栄養入所者に対し、計画に沿い調整行う。 入所者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出			
療養食加算	6/回	医師の指示せんに基づく療養食提供			
介護職員処遇改善加算	上記基本料金と、算定されたその他介護保険給付対象サービス加算料金(全員対象、個別対応)合計額に8.3%の加算率を乗じた額				
介護職員特定処遇改善加算	上記基本料に2.7%の換算率				

介護保険給付対象外  
サービス料金(個別対応)

食費(食材費・調理費)	1,690/日 (51,376/月)
居住費(室料・光熱水費)	多床室 1,430/日 (43,472/月)
	個室 1,630/日 (49,552/月)
特別な食事費	実費
理美容費	施設内 1,500/回 施設外実費
予防接種代(インフルエンザ等)	実費
その他個人に関する費用	実費 外食、買い物、喫茶、売店利用代、日常生活費
	電気代(1製品につき) 60/日
	テレビ貸出料 100/日
	立替え手数料 200/月
	日常生活品費(日用品) 100/日

但し、食費、居住費については低所得者(被保険第一段階～第3段階)減額があります。

食費	従来型多床室	従来型個室
被保険第1段階	300	300
被保険第2段階	390	390
被保険第3段階①	650	650
被保険第3段階②	1,360	1,360
被保険第4段階以上	1,690	1,690
居住費	従来型多床室	従来型個室
被保険第1段階	0	0
被保険第2段階	370	420
被保険第3段階①②	370	820
被保険第4段階以上	1,430	1,630

但し、1月=30.4日で算定